



平成 22 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所
代表者名 取締役社長 神 足 泰 弘
(コード 7997 大証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 村田光春
(TEL. 06-6538-1010)

大阪証券取引所への「改善状況報告書」の提出について

当社は、平成 21 年 10 月 2 日提出の「改善報告書」に関し、「有価証券上場規程」第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日は別添のとおり提出いたしましたのでご報告いたします。

別添資料：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

平成22年4月16日

株式会社 大阪証券取引所
取締役社長 米田 道生 殿

株式会社くろがね工作所
取締役社長 神足 泰弘



平成21年10月2日提出の改善報告書につきまして、「有価証券上場規程」第14条の3第1項の規定に基づき、改善措置の状況および運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出します。

1. 改善報告書の提出経緯

当社の監査法人である大阪監査法人（当時）から、平成21年度2月（第1四半期）の売上計上に関わる取引を中心とした過年度にわたる会計処理について、当社のファシリティ環境事業本部において、売上計上時期のズレなどの不適切な会計処理がある旨、指摘を受けました。また、社内の内部統制監査において、厳正な調査を行う過程におきましても、不適切な会計処理が行われていた可能性があることを発見いたしました。

このため、当社といたしましては専務取締役を委員長とする社内調査委員会を設置し、社内調査に着手する一方、当社は社内調査委員会の調査だけでは客観性、透明性、公正性の観点から不十分であるとの判断から、当社と利害関係を持たない外部関係者のみで構成される社外調査委員会の設置を決め、平成21年6月12日に発表いたしました。社外調査委員会には、社内調査委員会による調査結果についての検証および原因究明を行っていただくこととしました。

平成21年7月15日付にて、平成21年度11月期第2四半期の四半期レビューが完了せず、金融商品取引法に定める提出期限に間に合わず、決算短信の開示が遅延する旨を発表いたしました。その後、平成21年7月29日付にて社内調査委員会の決算数値に対する影響額が確定した旨の報告を受け、「過年度決算短信等および中間決算短信等の一部訂正について（概要版）」において、過年度の決算を正式に訂正する旨の開示を行うと共に、同日付で過年度の有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の訂正報告書を近畿財務局に提出いたしました。

社外調査委員会では、引き続き発生の原因究明のため、当社の代表取締役、担当役員、従業員並びに、大阪監査法人担当責任者等に対し、事情聴取が行われると共に、社内調査委員会の調査結果の内容および結果の検証を行っていただき、当社は平成21年8月28日、社内調査の内容および結果の検証、役職員の関与の有無を含めた原因究明および再発防止策の策定に向けた提言を内容とした社外調査委員会の調査報告書を受領し、平成21年9月4日に当社としての調査結果および当社の対応方針を開示いたしました。

以上の経緯から平成21年9月15日、株式会社大阪証券取引所より今回の決算短信の訂正は、当社の社内体制の重大な不備に起因するものであり、「上場有価証券の発行者の会社情報の適正開示等に関する規則第23条第1項」の規定に基づき、今般の不適切な開示に係わる経緯および改善措置を掲載した「改善報告書」の徴求の通知を受け、平成21年10月2日、「改善報告書」を提出いたしました。

2. 改善措置

過年度の決算短信などを訂正に至った不適切な会計処理に対する原因および改善策は、以下の通りであり、改善報告書にも記載いたしております。

(1) 原因

①目標数字の達成意識

当該部門内で、営業各人の目標達成のためのプレッシャーがあり、営業各人、または所属するチームの売上見込物件の納期ズレ・工事完工遅延・失注等による目標不足の数字をカバー（特に目標達成意識の強い営業担当者）するため、複数の社員が、売上の前倒し・売上取消時期のズレ等の不適切な会計処理を行いました。

②コンプライアンス意識の不足

当社の当該部門の複数の社員が不適切な会計処理に関与していた事実、また、当該役員についても、自ら直接関与していないにしても、その職務に応じた監督義務を果たしていれば、不適切な会計処理の実態を知ることができたにも関わらず、これをチェックされていないという事実が存在いたしました。

これらのことからすれば、本件に関与した当該部門の担当役員および一部社員にコンプライアンス意識が不足していました。

③管理部門のチェック・監視が十分に機能しなかったこと

当該部門の売上・売上債権管理の担当である営業管理グループにおけるチェック機能が十分に機能しておりませんでした。また、監査室による監査、および常勤監査役による監査も十分に機能しておりませんでした。

(2) 改善策

①適切な売上・債権管理の実施

ファシリティ環境事業本部の組織外に別途、取締役が管掌する売上・債権管理担当の売上管理部（取締役1名、東・西営業本部地区に各1名 計3名）を新設する。

- 1) 売上計上処理の管理を所管していた当該営業部門から、組織的に独立した取締役が管掌する売上管理部を新設し、不適切な会計処理をチェックする体制とする。
- 2) 売上管理部は注文書等による受注実態の確認、完工証明による工事物件の売上計上、物品受領書による仕入商品売上計上、売上取消伝票の確認、原価金額ゼロおよび売上金額ゼロの売上計上、諸経費の売上計上、売先変更処理等の妥当性を販売管理規定に基づきチェックし売上計上基準の厳格化を図る。

②当該部門の再発防止策

- 1) 販売管理規定を見直し、以後規定を厳守するために管理監督者および営業担当者に教育、指導し管理を徹底する。
 - ア) 売上管理部の新設に伴い販売管理規定を改訂する。
 - イ) 改訂販売管理規定に基づく教育の実施
 - ファシリティ環境事業本部全員（129名）に対し、当該事業本部長が主管となり、改訂販売管理規定の内容についての教育を行う。（平成21年10月より実施）
 - ウ) 上記フォローアップ教育の実施
 - 上記販売管理規定の遵守状況の確認および改訂箇所についての問題点の抽出を行うため、当該事業本部長が主管となり、ファシリティ環境事業本部全員を対象に東京地区、大阪地区、名古屋地区他に対し3ヶ月単位でフォローアップ教育を行う。
- 2) 売上取消伝票を売上債権の減額が生じるものに限定し、当該売上取消伝票20万円以上について、売上管理部で当初の売上傳票との関連の妥当性を検証し承認後、営業管理グループで処理させる。（平成21年10月より実施）
- 3) 完工基準売上物件は、全物件を東・西営業本部長が当該物件の完工（実態状況）を確認した上で、売上管理部は売上300万円以上の物件について販売管理規定に基づき再度チェックし承認後、営業管理グループで処理させる。（平成21年10月より実施）
- 4) 10万円以上の売上傳票における原価金額ゼロ、売上金額ゼロについて、売上管理部で内容を精査し、妥当性をチェックする。（平成21年10月より実施）

- 5) 諸経費売上処理は、全件を東・西営業本部長がその内容（事実関係）を確認した上で、売上管理部は売上10万円以上の物件について販売管理規定に基づき再度チェックし承認後、営業管理グループで処理させる。（平成21年10月より実施）
- 6) 得意先の指示による入金先変更に伴う売先変更は、所定の申請書を全件東・西営業本部長がその内容（事実関係）を確認した上で、売上管理部は再度確認し、営業管理部で処理させる。（平成21年10月より実施）
- 7) 売上管理部の管理機能を充実する為に、営業管理業務を札幌・名古屋両営業所は東京営業管理グループに、九州・広島両営業所は大阪営業管理グループに集約し、二拠点で上記①～⑥の処理をし、伝票管理等の集約・管理を行う。（平成21年10月より実施）

③内部統制の整備・運用強化とコンプライアンス教育の実施

- 1) 内部統制の重要性の再認識とコンプライアンスの重要性を十分に理解するために、基本的に教育の対象は全社員とし、総務部が主管となり、6ヶ月毎の経営方針発表会（平成21年7月より実施）、月1回の社内報などで、フォローアップのための啓蒙活動を実施する。（平成21年10月より実施）
- 2) ファシリティ環境事業本部全員には、監査室・総務部で社内コンプライアンス教育を計画的に実施し理解させる。
 - ア) 法令順守についての教育の実施
→関連する法令およびその法令を展開した社内規定の内容について教育を行う。（129名）
 - イ) 上記フォローアップ教育を3ヶ月単位に実施
東京地区 ・ 61名
大阪地区 ・ 61名
名古屋地区 ・ 7名
- 3) 監査室の内部統制モニタリング体制を見直す。

不定期に監査を実施し発見された指摘事項については、担当営業並びに当該役員への報告および改善要求を実施し、不適切な会計処理が再発しないようにする。

 - ア) 内部監査を事前準備通知による監査から不定期・直前通知による監査体制に変更する。
 - イ) 内部監査で問題（不適切な会計処理など）を発見した場合、是正処置要求書を発行し、起因部署に回答を求め、フォローアップ監査を実施し、是正処置が有効に働いていることを確認する。
 - ウ) 監査役とより緊密な連携を図る。（1回/月）

④監査役による監査の実効化

監査役の監査にあたっては、監査室と緊密な連携を保ち、また会計監査人からも、その職務の執行状況等について詳細に報告を受け、独立的な立場で監査の厳格化を行う。(平成21年7月より実施済み)

⑤コンプライアンス重視の経営姿勢の明確化

従来より、全役職員に「社員行動基準」を配布し、社内報の教育シリーズで「コンプライアンス入門」、「企業倫理規定」を掲載して、法令・コンプライアンスについて教育を行ってきたが、改めて経営方針の発表会等で、会社としてコンプライアンス重視の経営姿勢を明確にする。

また、不正な業務処理に関する罰則を新に就業規則に追加し、社内規程違反の行為がなされた場合の懲戒の厳格化を図る。

さらにコンプライアンス違反の行為が業務評価に反映されるような評価体制とする。

1) 就業規則の改定

就業規則第9章を改訂し、不正な業務処理の対象を明確にした。(平成21年9月1日より実施済み)

2) 業務評価(職能評定制度)の見直しと評価尺度の改訂

評価尺度として、懲戒による減点の項目を追加(平成21年下期(6月~11月)より実施)

3) 外部の文献・講師等を利用し、コンプライアンスに関わる教育を3ヶ月単位で実施する。(平成21年9月より実施)

⑥社内通報制度の再構築

当社では従前より監査室を窓口とした、コンプライアンス違反行為に対する社内通報制度を設けておりましたが、当該事象の発生を鑑み、法令遵守の監視体制を更に強化するため、従来の制度に加え、顧問弁護士を窓口として追加するとともに、再度社内での当該制度の周知徹底を図る。

1) 顧問弁護士との契約締結

2) 内部通報制度規程の改訂

窓口としての顧問弁護士の追加と通報方法の具体化(平成21年10月より実施)

3. 実施および運用状況

(1) 適切な売上・債権管理の実施

適切な売上・債権管理のため、以下の改善策をとりました。

- 1) 平成21年9月1日にファシリティ環境事業本部の組織外に別途、取締役が掌管する売上・債権管理担当の売上管理部（取締役1名、東・西営業本部地区に各1名（管理職）計3名）を新設いたしました。
- 2) 売上取消伝票を売上債権の減額が生じるものに限定し、当該売上取消伝票20万円以上について、売上管理部で当初の売上傳票との関連の妥当性を検証し承認後、営業管理部門に入力処理を指示しております。（平成21年10月より実施）
- 3) 完工基準売上物件は、全物件を東・西営業本部長が当該物件の完工（実態状況）を確認した上で、売上管理部は売上300万円以上の物件について販売管理規定に基づき再度チェックし承認後、営業管理部門に処理を指示しております。（平成21年10月より実施）
- 4) 10万円以上の売上傳票における原価金額ゼロ、売上金額ゼロについて、売上管理部で内容を精査し、販売管理規定の定める要件の妥当性をチェックし、営業管理部門に入力処理を指示しております。（平成21年10月より実施）
- 5) 諸経費売上処理は、全件を東・西営業本部長がその内容（事実関係）を確認した上で、売上管理部は売上10万円以上の物件について販売管理規定に基づき再度チェックし承認後、営業管理部門に入力処理を指示しております。（平成21年10月より実施）
- 6) 得意先の指示による入金先変更に伴う売先変更は、所定の申請書を全件東・西営業本部長がその内容（事実関係）を確認した上で、管理本部長の承認を得て売上管理部に回付、売上管理部は承認を確認した上で、情報システムにて入力処理を指示する体制としました。（平成21年12月より実施）
- 7) 売上管理部の管理機能を充実する為に、営業管理業務を札幌・名古屋両営業所は東京営業管理グループに、九州・広島両営業所は大阪営業管理グループに集約し、二拠点で上記1)～6)の処理の対応を行い、伝票管理等の集約・管理を行っております。（平成21年10月より実施）

それらの結果、平成21年11月期第3四半期（平成21年10月14日提出）および平成21年11月期決算短信（平成22年1月14日提出）において監査室および常勤監査役からの指摘等はありません。

従いまして、平成21年9月1日から売上管理部のチェックを開始して以降、不適切な売上処理はないと認識いたしました。今後につきましても、引き続き現体制を継続し、監視を行ってまいります。

(2) 当該部門の再発防止策

①平成21年10月に売上管理部が主管となり改訂した販売管理規定を発行いたしました。ファシリティ環境事業本部に対し、売上管理部および監査室の部長が講師となり、改訂した販売管理規定および関連する社内規定を中心に説明会を以下の日程で実施いたしました。

東京地区 平成21年11月7日 計58名中50名受講

(東京地区には、名古屋地区および札幌地区を含む東日本営業本部)

大阪地区 平成21年10月21日 計61名中55名受講

(大阪地区には、広島地区、山口地区および九州地区を含む西日本営業本部)

尚、販売管理規定に関し、以下の日程で、フォローアップ説明会を実施いたしました。

東京地区 平成22年1月27日 計54名中49名受講

大阪地区 平成22年1月25日 計58名中50名受講

名古屋地区 平成22年1月27日 計6名中6名受講

フォローアップ説明会は、監査室が担当し、不適切な会計処理の再発防止を前提に、販売管理規定の中で特に注意すべき物件管理の方法を中心に説明し、現状の管理方法の変更点や間違いやすい点等について集中的に説明を絞り実施いたしました。

尚、今後につきましては、上記説明会や内部統制監査をふまえ、平成22年3月30日に販売管理規定を改訂し、改訂した販売管理規定をもとに「規定とコンプライアンス」というテーマで前回欠席者を含め全員参加型で、4月15日(名古屋)、16日(東京)、19日(大阪)に監査室が第2回フォローアップ説明会を開催する予定です。その後につきましては、3ヶ月毎程度にテーマを設定し実施する予定です。

②平成21年10月1日より、販売管理規定に基づく業務の遂行の状況。

売上管理部、営業管理グループでの業務遂行状況を平成21年11月20日から26日に監査室等にて業務監査を行い、規定の順守状況を検証し、問題がないことを確認いたしました。

1) 売上取消伝票(赤伝)の検証

20万円未満は東・西営業本部長決裁後、20万円以上社長決裁後、売上管理部が妥当性を検証し承認後、営業管理グループで処理しております。

2) 完工基準売上物件(工事完了証明書に基づく売上物件)の売上計上

売上管理部は、工事完了証明書が該当の工事完了分であることを確認押印し、営業管理グループへ入力指示をしております。

工事完了証明書、作業完了証明書には、社印、または、顧客担当者の署名捺印を必要とし、売上管理部でその証跡を確認しております。

3) 原価金額ゼロ、売上金額ゼロ

売上管理部は物件No、工番等を確認し、その原因を調査後、押印し営業管理グループに入力を指示し、営業管理グループで処理しております。

4) 諸経費売上

10万円未満は東・西営業本部長決裁、10万円以上売上管理部決裁後、営業管理グループで処理しております。

5) 入金先変更の手続き

300万円未満は管理本部長決裁、300万円以上は社長決裁、売上管理部が妥当性を検証し承認後、情報システム部にて処理しております。

6) 管理機能の拡充

伝票処理を営業管理グループ東京管理課、大阪管理課に集約し処理しております。

(3) 内部統制の整備・運用強化とコンプライアンス教育の実施

①全従業員を対象として、平成21年10月より部門朝礼および部課内会議においても法令遵守の重要性を部門長が説明するようにしております。さらに、平成21年12月より社内報にて内部統制における法令遵守を中心としたコンプライアンス教育を、より具体的にポイントを絞り実施いたしております。今後も、総務部が主管となり、社内報に掲載中の「コンプライアンスと内部統制」というテーマから、「公益通報者保護法と社内通報制度」というテーマに視点を替えて、公益通報者保護法の概要と社内通報制度の内容を説明し、引き続きコンプライアンスの啓蒙を行っていく予定です。経営方針の発表時には、コンプライアンス重視の経営を全従業員に周知いたします。

②総務部が主管となり、以下の日程で、全従業員に対する初回コンプライアンス教育として、今回の不適切な会計処理が発生した経緯と再発防止策を中心に、監査室部長を講師とし、「規定の遵守とコンプライアンス」というテーマで実施いたしました。

東京地区 平成21年9月28日 計63名中59名受講

(札幌を含む)

大阪地区 平成21年9月18日 計73名中64名受講

(九州、広島、山口を含む)

寝屋川地区 平成21年9月30日 計26名中20名受講

名古屋地区 平成21年9月25日 計7名中7名受講

津工場 平成21年9月25日 計126名中124名受講

合計 274名中258名受講

③ファシリティ環境事業本部を中心に東京地区、大阪地区の在籍者を対象に、今回の外部調査委員会のメンバーである弁護士に協力を求め、コンプライアンス教育を実施しました。テーマは、「今回の件を今後の当社の発展に生かすために」という今回の不適切な会計処理の内容、当社の置かれた状況から原因および防止策について、具体的に事例をあげて、再度発生するとどういふ状況（他社事例）になるか等をふまえて、討論形式で行っていただきました。

東京地区 平成22年2月15日 計54名中50名受講

大阪地区 平成22年1月28日 計97名中86名受講

(関係会社6名を含む)

その他地区については、録画したDVDを送付し、教育を行いました。

④内部統制を含め、以下の監査を実施いたしております。当該監査は、通常の監査として売掛金残高を基準として、注文書などの証憑類の確認、売上計上等の処理の適切性の確認を実施し、実施結果を経営会議への報告事項としております。また、業務監査に合わせてコンプライアンスとリスク管理を中心に営業担当個人に対する指導を実施しております。今後も引き続き、監査および指導を実施してまいります。

東京地区 平成21年12月9日～11日

平成22年1月25日～27日

平成22年2月17日～18日

平成22年3月15日～17日

大阪地区平成21年12月9日～11日

平成22年1月25日～27日

平成22年2月15日

平成22年3月11日～12日

監査室は、内部統制を含めた監査の進め方、監査結果の検討および助言を得るため、毎月、常勤監査役との打ち合わせを実施しております。

1) 内部統制を含めた再発防止策の打合せ

平成21年8月8日、9月2日、7日、17日、24日、26日、

12月18日、19日

平成22年1月27日、2月15日、3月17日

2) 期末監査対応の打合せ

平成21年10月29日、11月12日、20日

3) 販売管理規定の打合せ

上記1) 2) の開催時に適時打合せを実施

(4) 監査役による監査の実効化

①常勤監査役は、監査室に「監査役監査計画書」の基本方針・監査方法を説明し、また、監査室からは「内部統制監査」の監査内容・スケジュールの報告を受け、必要に応じ監査室の監査に同行・立会いを行い、立会わない内部監査についてもその状況の報告を詳細に受け、監査室と緊密な連携を図りつつ、監査を行っております。

1) 監査室監査の同行・立会いの実施

ア) 東京監査：平成21年11月24～26日、12月9～11日
平成22年2月18日、3月15～17日

イ) 大阪監査：監査室監査時に適時立会い

2) 監査室監査結果の報告

監査の都度、報告書または口頭での報告をうけております。

問題点があれば、常勤監査役は定例の経営会議または取締役会に報告する事にしておりますが、現時点での報告事項はありません。

②平成21年7月以降において特に常勤監査役は、会計監査人の監査時の同行・立会いを増やし、その都度会計監査人より監査の方法や監査内容の詳細な説明を求め、より厳格に独立的な立場で監査を行っております。

(5) コンプライアンス重視の経営姿勢の明確化

①就業規則の改定

内部統制体制強化、コンプライアンス経営の明確化のため、就業規則第9章を以下のように改訂し、不正な業務処理の対象および懲戒を適用する旨を明確にしました。

改訂後：第9章第63条（減給、出勤停止、解任）に以下を追加

(13) 不正な処理を行い財務諸表に重大な影響を与えたとき

こうした社内規定・規則の改定に伴う周知徹底を社内イントラネットで行っております。メールアドレスを所有しない従業員に対しては、直属上長を通じ、会議、朝礼などで周知徹底を行っております。尚、現時点におきましては、懲戒対象者はおりません。

②業務評価の見直しと評価尺度の改訂

平成21年9月24日に業務評価制度である「目標設定および評価表」を改訂し、懲戒による減点項目を追加し、平成21年度下期より目標設定および業務評価で活用しております。尚、現時点におきましては、懲戒による減点の対象者はおりません。

(6) 社内通報制度の再構築

平成21年9月30日に顧問弁護士を内部通報制度の窓口に追加した旨を社内インターネットに連絡方法を明記し全社員に周知し、就業規則と同様にメールアドレスを所有しない従業員には、直属上長を通じ、会議、朝礼などで周知徹底を行いました。尚、現時点におきましては、顧問弁護士および監査室への内部通報はありません。

当社といたしましては、平成21年10月2日に提出以降、6ヶ月間の取り組みを通じて改善報告書に記載しました改善策については予定通り実行されており、その結果適正な売上処理等の会計処理が行なわれていると認識しております。

今後、株主、投資家をはじめとした社会の皆様からの信頼を回復するために、改善報告書に記載した改善策を引き続き、着実に実行すると共に、内部統制の強化、企業風土の改善に邁進する所存でございます。

以上